字下モ砥石場　一八六番イ及び一八六番ロ
一八七番　一八八番四
一八八番イ―一から一八八番イ―三まで　一八九番
一九三番　二二八九番
二二九〇番二から二二九〇番六まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
高知県安芸郡安田町内京坊
字カウサキ　一九六番　一号　一九四番　五号
字野田　九一二番　二号及び三号
字セドガ谷東山　九一七番　四号

○国土交通省告示第千二百号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十九年十二月二十七日
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

一　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
高知県須崎市浦ノ内灰方
字谷屋敷　一一八七番一　一号から三号まで及び十七号
字名主屋敷　一六四番二　十号及び十一号
一七八番一　十四号
一七八番三　十五号
一七四番二　十六号

○関東地方整備局告示第三百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年十二月二十七日
関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
草加市新善町字甚蔵一五五番一地先から春日部市水角字古川一二六番一まで	前	BA	二一・〇〇～〇・〇〇～二一・〇〇	五七・〇〇メートル　一四・二九八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	二一・〇〇～〇・〇〇～二一・〇〇	五七・〇〇メートル　一四・〇二〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第三百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年十二月二十七日
関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
越谷市大字下間久里字前田六〇番一から宇都宮市平出工業団地二番三まで	前	BA	八・〇〇～二六・〇〇～九五・〇〇	八四・六二一メートル　八〇・三五五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	八・〇〇～二六・〇〇～九五・〇〇	八四・六二一メートル　八〇・三五五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年十二月二十七日
関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
東御市和字西田一四九九番二四から上田市上塩尻字山崎一六二番まで	前	BA	八・〇〇～〇・〇〇～二四・〇〇	一〇・九〇五メートル　一〇・五五八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	八・〇〇～〇・〇〇～二四・〇〇	一〇・九〇五メートル　一〇・五五八キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第三百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年十二月二十七日
関東地方整備局長　泊　宏